

国家公安委員長
山谷えり子 殿

平成 26 年 9 月 25 日

公益社団法人全日本ダンス協会連合会
会長 伊藤 信義



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の見直しについて（依頼）

平素より、格別のご指導賜りましていること、深く御礼申し上げます。

過日、風俗行政研究会より「ダンスをさせる営業の規制のあり方等に関する報告書」が提出され、国家公安委員会におかれましては、立法作業等を鋭意進められていることと承知いたしております。

研究会においては、当連合会からの意見聴取をし、また意見提出の機会を与えていただき、丁寧なご議論を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

残念ながら、当連合会の意見と異なり、四号廃止の方向が報告されましたこと、残念に存じます。引き続き立法及び施行過程におきまして、激変緩和措置・経過措置を含めご検討していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

また、報告書の関連部分におきまして、当連合会からお示した問題点等について、対応する記述もあり、評価させていただきます。つきましては、下記4点につき、特段の配慮をお願いする次第です。

なお、当連合会においては、9月25日の理事会において、報告書で記述されている方向を踏まえ、引き続き健全なダンススクールの営業と社交ダンス文化を維持発展に寄与するため、一定レベルのダンス教授講習を継続するとともに、①20ルクス以上の明るさでの教授、②12時以降の教授禁止、③未成年者の午後10時以降入場禁止、を決定しましたことを申し添えます。

記

- 1 一定の講習をうけた者の行う社交ダンス教授が、「接待」「遊興」に該当しないことを法文解釈として明確にするとともに、施行通知等で明示すること
- 2 不健全・不適切な営業に対しては、風営法、労基法等に基づく取締りを行うなど不健全な営業の抑止に努めること。また、当連合会の行う善良の風俗の保持、風俗環境の浄化、青少年の健全育成を図るための各地域における活動（風営法39条2項四号等）について、バックアップすること
- 3 健全な社交ダンス教授・教室運営と社交ダンス文化を維持するため、当連合会等からの教授者の試験・講習・自主規制等についての照会に対し、これまでの知見・蓄積をもって、誠実な助言・回答に努めること
- 4 社交ダンス関連団体への協議会を呼びかけ、設立するため当連合会の活動に対し、協力・支援すること